新型 コロナ 感染症

学校での感染拡大防止を

青梅市教育委員会に申し入れ

新型コロナウイルスの変異株が蔓延し、連日、 多くの感染者が発生しています。医療機関は ひっ迫し、対応が急務となっていますが、さらに 学校の新学期が始まることによって感染がさら に拡大することが懸念されます。

子ども感染事例が増

子どもたちにとっては1年1年がかけがえのないものですが、昨年から続くコロナ禍によって、修学旅行や運動会、卒業式などあらゆる行事が縮小や中止など、影響を受けています。

また、様々な不安な中で勉強や受験をせざる を得ないことは気の毒で、可哀そうです。それで も、「変異株」は子どもたちへの感染事例が数多 く報告されており、子ども間での感染、さらに家 庭への感染が広がることは絶対に避けなければ なりません。

小中学生の親世代は、まだワクチンを打っていない人が多く、現在、症状が重くなっても入院できないことが問題となっています。

分散登校など検討を

せめて、しばらくの間でも休校や「分散登校」を検討し、時間を稼ぐことは意味があることだと考えます。また、オリンピックで行ったようにPCR検査などで無症状の感染者を保護し、学校での感染拡大を防ぐべきです。

市内小中学生 夏休み中 30名以上感染

市内の小中学生の夏休み中の感染報告が増加してすでに30名を超えています。特に8月中旬以降に小学生15名、中学生10名と、多くが「お盆以降」の感染であり、デルタ株の蔓延との関連が疑われます。

日野市、調布市、多摩市…

休校、分散登校など実施 する自治体も

日野市では、市教育委員会等が検討し、「学びを止めず、感染リスクを下げる」という観点から緊急の対応が通知されました。内容は、2学期始業式を8月30日とし、9月1日から10日までは午前授業、分散登校とするものです。家庭で見守りができない場合は、学校で見守りも行います。

また、調布市、多摩市、江東区でも数日~1週間程度、夏休み期間が延長されます。

感染拡大防止のための緊急の申し入れ を、日本共産党青梅市議団として行いま した。全文を裏面で紹介しています。

パラリンピックは中止し、コロナ対策に全力を!



日本共産党青梅市議団

青梅市議会議員

井上たかし

活動報告 2021 年8月27日号 ご連絡は090-8489-5260 inouetakashi99@gmail.com



日本共産党青梅市議団が8月25日に青梅市教育委員会・教育長に行った申し入れの全文を紹介します。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に関する申し入れ

2021年8月25日 日本共産党青梅市議団

市教育委員会におかれましては、これまで、教育活動を継続するために、感染対策を行ったうえでの学校運営の努力が続けられてきたことに、心から敬意を表します。

現在、蔓延しているデルタ株は、従来株に比べて子どもの感染事例が多く報告されており、市内小中学校の児童・生徒の感染報告も増加しています。

また、地域の医療機関がひっ迫しているもと、 学校での感染を通して家庭への感染が広がるこ とも懸念されます。

このような状況から、従来通りの対策では不十分であることが強く危惧されるため、市教育委員会として、現状に応じた対策を検討・実施してください。

1. 休校、分散登校の実施に ついて

市内各校の状況に応じて、夏休み期間の延長、 休校、分散登校の実施を検討してください。

特に、分散登校は、「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン」に示されている「距離の確保」等の対策の実施や、児童・生徒へのきめ細かい対応のために重要です。

2. PCR検査など感染拡大 防止対策の実施について

2 学期の開始前など適切なタイミングで、児童・生徒、教職員等を対象に P C R 検査を実施してください。

また、これまで保健所が判断した「濃厚接触者」 以外には、検査などの対応が行われてきませんで したが、市教育委員会として、「感染者が判明した クラスは全員がPCR検査を行う」などの基準を 定めてください。

3. 感染者が判明した場合の対応について

①ガイドラインには、感染者が判明した場合には、保健所が濃厚接触者を特定するまでの間、臨時休業とする旨が定められています。しかし、感染者が増加している状況のもと、濃厚接触者の特定の調査が縮小していると報じられており、十分な調査が行われないことも想定されます。「感染者が判明した場合には、当該児童・生徒のクラスは学級閉鎖する」などの基準を定めてください。

②体調不良の児童・生徒の対応について、発熱などの症状がある場合には専門の医療機関で対応することが必要です。現在、小中学校に抗原検査キットを配布し、学校が検査を行うことや保健所に代わって濃厚接触者を特定するといった仕組みが検討されているとのことです。しかし、校内の養護教諭等がこのような業務に行うことは不適切であるため、保健所や医療機関で対応が行われるようにしてください。

以上